2019年6月20日

株　主　各　位

青森県青森市勝田一丁目3番1号
株式会社　みちのく銀行
取締役頭取　藤澤　貴之
（コード番号：8350　東証第1部）

「第47期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

当行「第47期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

1．修正箇所及び内容（下線は修正点を表します）

（1）事業報告　2.（2）会社役員に対する報酬等　23ページ

【修正前】

区分	支給人員	報酬等
取　締　役 （監査等委員を除く）	6名	115百万円（31百万円）
取　締　役 （監査等委員）	5名	52百万円（－百万円）
合計	11名	167百万円（31百万円）

（注）3．上記報酬等の金額には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」として、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額31百万円を含めており、その金額を括弧内に内書きしております。

【修正後】

区分	支給人員	報酬等
取　締　役 （監査等委員を除く）	6名	113百万円（30百万円）
取　締　役 （監査等委員）	5名	52百万円（－百万円）
合計	11名	165百万円（30百万円）

（注）３．上記報酬等の金額には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」として、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額30百万円を含めており、その金額を括弧内に内書きしております。

（２）事業報告　6.（1）会計監査人の状況　29ページ

【修正前】

（注）　２．公認会計士法第２条第１項の業務以外である非監査報酬額はございません。

４．当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、75百万円であります。

【修正後】

（注）　２．公認会計士法第２条第１項の業務以外である非監査報酬額は３百万円であり、その内容は以下のとおりであります。

・基礎的内部格付手法（FIRB）導入に関する助言業務

４．当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、79百万円であります。

以上